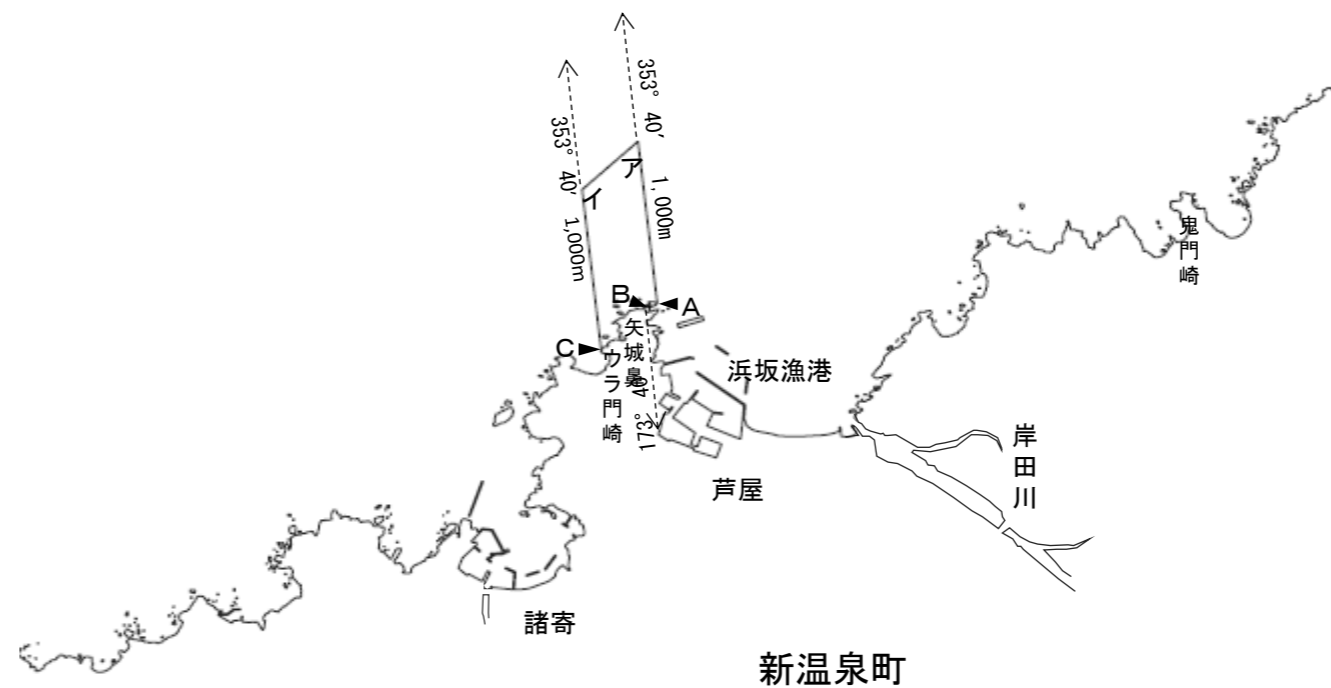


免許番号 共第229号

漁場の位置 美方郡新温泉町芦屋地先

漁場の区域 次の点ウ、B及びA、ア、イ、Cを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端）
（北緯35度38.17分、東経134度26.42分）
 - B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端）
（北緯35度38.17分、東経134度26.39分）
 - C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端
（北緯35度38.01分、東経134度26.21分）
 - ア Aから353度40分1,000メートルの点
（北緯35度38.71分、東経134度26.35分）
 - イ Cから353度40分1,000メートルの点
（北緯35度38.55分、東経134度26.14分）
 - ウ Bから173度40分の方位線と対岸との交点
（北緯35度38.14分、東経134度26.40分）



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許

共 第229号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	1	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで				な し
2		とびうお刺網漁業		5月1日から7月31日まで					
2		かます刺網漁業		3月1日から11月30日まで					
2		雑魚小型定置網漁業		1月1日から12月31日まで					
2		いかかご漁業		3月1日から7月31日まで					
		以下余白		以下余白					
海区	但馬海区		免許番号	共 第 229 号			摘要		

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		